

## 観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会の制度設計案

	具体的内容
税導入の目的	世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、安全・安心で快適な観光の実現、観光による弊害の未然防止等、観光振興により県民、観光客、観光事業者の全てが幸せな三方よしの社会を達成するために要する経費に充てるため、宿泊税を課する。
想定される税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）</li> <li>(2)県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化</li> <li>(3)観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり</li> <li>(4)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興</li> <li>(5)地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進</li> <li>(6)市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）</li> </ul>
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く。）</li> <li>(2)住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊</li> </ul>
納税義務者	沖縄県内の宿泊施設における宿泊者
徴収方法	旅館業法第3条1項の許可を受けた者、住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行及び当該学校の教育活動に参加しているもの</li> <li>(2)前号に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者</li> </ul>
税率	<p>定率 %（ただし、税額 円を上限とする）</p> <p>（注）独自に宿泊税を導入する市町村における宿泊分に係る税率及び税額の上限額は、今後定まる県宿泊税と市町村宿泊税の比率により調整する。</p>
税収規模試算	約 億円（うち徴税コスト約 億円※特別徴収義務者への報償金に加え、人件費等を含む）
報償金	徴収した税額の 2.5% ※導入から 5 年間は 3.0%